那覇市保健所長 宛

管理者 住 所フリガナ氏 名電話番号

診療用高エネルギー放射線発生装置等設置届

診療用高エネルギー発生装置を設置したので、医療法第15条第3項及び同法施行規則第25条及び第25条の2の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

条の2の規定により、次のとおり	関係書類を添えて届け出ます。
1 病院又は診療所の名称	(フリガナ)
2 開設場所	TEL FAX
3 設置(使用)年月日	年 月 日
4 設置事項 (該当する□に☑をつけること)	□1. 診療用高エネルギー放射線(□エックス線 □電子線)発生装置 □2. 診療用粒子線(□陽子線 □重粒子線)照射装置
5 開設許可又は変更許可 年月日及び同指令番号	年 月 日 那覇市指令健保生第 号

1. 放射線診療装置等に関すること

	高エネル	ギー放射	材線発生装置						
			(呼称) :						
	製作	者名							
	型	式							
	台	数							
				連続				ト(Me v)	
	高工	ネルギー	-放射線管		ミリアンペア(mA) メガボルト(Me v)				
.6	高電圧発生装置の定格出力			短時間	ミリアンペア(mA)				
診療用高エネルギー				蓄放式	メガボルト(Me v) マイクロファラッド(μ F)				
高工	用	冷	□リニアック	□ベータ	トロン	□サイクロトロン □シンクロサ			
ネル	(該当する		□シンクロト [*] □その他(□シンクロトロン □ビーム衝突型加速器 □マイクロトロン □サイバーナイフ □ マの州 (
ギー	をつけるこ	こと)	□粒子線照射	装置 □重					
放射線発生(照射)装置の放射線障害防止に関する構	天井、床	及び周囲	 の画壁等は外側	側における乳	 美効線量7	が 1mS v /週以下	口以下	□超える	
発生	(照 診	(記) 遊へい物			,				
照射	(照射)使用室の構造設備診療用高エネルギー放射線発生	遮へい	八物						
(1) 装		を設し	設ける場所						
直の			天井						
射線			床						
障害			壁						
防止		2	監視窓 の他の開口部						
関す		1				従 事 者 用	□有		
る構	放射線障害の防止に必要な注意事			事項の掲示		患者用	□有		
:造 設 備	診療用高	エネルキ	デー放射線発生(照射)装置值	吏用室でる	 ある旨を示す標識	□有	□無	
備の	備 診療用高エネルギー放射線発生(照射)装置を使用しているときは、診療用高エネルギ ロカー								
	が 診療用高エネルギー放射線発生(照射)装置を使用しているときは、診療用高エネルギ								
	<u>/</u>	管理区域を設ける場所					別添図	面の通り	
	区域	-	理区域の境界における実効線量が 1.3mSv/3 月以下					□超える	
			里区域である旨の標識				□有□□有	□無	
	がまし		管理区域への立入の制限措置					□無	
	• TiP		定又は診療所内の人が居住する区域及び敷地の境界における線量限 は実効線量が 250 μ Sv / 3 月以下			口以下	□超える		
	で の 他 境		受は美効線量が 250μ SV/ 3 月以下 病院又は診療所内の病室に入院している患者の被ばくする放射線(診療						
	^他 境 界		により被ばくする放射線を除く)の実効線量が1.3mSv/3月以下					□超える	

		放射線診療従事者の被ばく測定器具 『種類。名称』 該当する□に図をつけること □ガラスバッチ □ポケット線量計 □OSL 線量計 □TLD □その他()	□有	□無
		放射線診療従事者等用の防護用具 <u>『種類。名称</u> 』 該当する口に図をつけること ロプロテクター 口防護手袋 口防護衝立 口その他()	□有	□無
	発生管の容 よう遮蔽さ	器は、利用線錘以外の放射線量が利用線錘の放射線量の1/1000以下になる れている	□有	□無
7. 診	照射終了直後の不必要な放射線からの被ばくを低減するための適切な防護措置を講 じている			
診療用高	放射線発生	時にその旨を自動的に表示する装置を付している	□有	□無
エネル	診療用高エネルギー放射線発生(照射)装置使用室の出入口が開放されているときは、 放射線の発生(照射)を遮断するインターロックを設けている			
ギーサ	使用室名:			
射線	放射	監視用モニター	□有	□無
発生	射線障害	放射線発生時の自動表示装置	□有	□無
放射線発生(照射)装置の防護置の概要置の概要	害の	エックス線シュミレーションの併設	□有	□無
	放射線測定器 〖種類。名称 〗 。。。	□有	□無	
	措	校正用線源	□有	□無
.8		特別な理由により手術室で使用する	□有	□無
手術 影療田		使用室名	□有	□無
 		標識 (放射線発生装置を使用する旨の記載)	□有	□無
		注意事項の掲示 (放射線障害の防止に必要な注意事項掲示)	□有	□無
		管理区域設定の記録	□有	□無
	手	室外からの遠隔操作及び監視装置	□有	□無
	于術室	室内に照射を予告する表示灯やブザーの設置	□有	□無
		異常時に放射線の照射を停止する非常ボタン等の設置	□有	□無
		当該手術室の管理責任者の選定	□有	□無
		当該発生装置の管理体制を明確にする組織図の作成	□有	□無
り 移 動		装置移動の安全確認及び保守点検の記録保存	□有	□無
して		当該発生装置は、鍵のかかる部屋等を設けて適切に保管	□有	□無
		保管場所の漏洩が1.3mSv/3月間を超えるときは管理区域の設定	□有	□無
		当該発生装置の電源形状の特定化	□有	□無

(注意)

- 1 高エネルギー放射線発生装置ごとに記入する。
- 2 高電圧発生装置が2台ある場合は定格出力を2列に分けて記入する。
- 3 用途欄は、主たる使用目的を具体的に記入する。
- 4 最大エネルギー、最大出力等を記入すること。
- 5 線源の位置、1週間当たりの使用時間数及び3か月の当たりの使用時間数、利用線錘方向について記入すること。
- 6 8については、該当する場合のみ記載すること。

3. 放射線診療従事者等に関すること

放射線診療に従事する医師・歯科医師・診療放射線技師の氏名、経歴等					
氏名	職種	放射線診療に関する経歴			
		資格取得年月日:			
年 月 日		免許登録番号:第	号		
		資格取得年月日:			
年 月 日		免許登録番号:第	号		

(注)氏名の下に生年月日を付記すること

(注意)

- 1 設置日とは、病院・有床診療所は使用許可日とし、無床診療所は漏えい線量測定実施後で、診療を開始した日とする。
- 2 開設許可番号等の記入について 病院及び法人診療所で開設許可又は開設許可事項変更許可がある場合は記入すること。
- 3 添付書類1、2、3に管理区域を明示すること。
- 4 添付書類3. に管理区域の標識、使用中の表示、注意事項の掲示した位置を明示すること。
- 5 該当しない欄は斜線で埋める。
- 6 漏えい線量測定は、装置の設置や使用室の構造を変更した後に行い、その測定結果を添付すること。ただし、法人化等により運営を継続させる場合であって、構造設備等に変更が無いときは、 医療法施行規則第30条の22に基づき定期的に行っている測定結果(設置前6ヶ月以内のもの)を添付しても差支えない。
- 7 様式サイズは、A4とする。

(添付書類)

1. 管理区域を明示した隣接部の平面図 (病院・診療所)

2. 使用室等の詳細図 (病院・診療所)

3. 遮へい計算書等 (病院・診療所)

4. 測定結果(診療用エックス線装置) (病院・診療所)

5. 使用した測定機器の校正証明書の写し(病院・診療所)

6. 装置の一覧表 (病院・診療所)

7. 装置の仕様書(定格出力、型式の記載ページのみ)の写し(病院・診療所)